

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマダホールディングス		コード	9831
提出日	2025/6/10	異動（予定）日	2025/6/27	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月27日開催予定の第48回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任議案が付議されたため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	得平 司	社外取締役	○												○	訂正・変 更	有
2	光成 美樹	社外取締役	○										○			訂正・変 更	有
3	飯村 北	社外取締役	○										○				有
4	吉永 國光	社外取締役	○							△							有
5	石井 裕久	社外取締役	○							△							有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	得平 司 氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	得平 司 氏は、家電業界に精通し、コンサルタント歴30年以上の経験とノウハウを持ち、販売の現場からマーケット環境調査まで、日本国内のみならず諸外国へも自ら足を運び調査・分析。それらに基づく各企業独自の課題にカスタマイズした教育や研修、セミナー、eラーニングコンテンツ提供、小売業の販売員を支援する対話型生成AIサービスの提供等、社会構造の変化に合わせた最新のコンサルティングを得意としております。中でも、家電業界の需要予測は、長年にわたり積み重ねられたデータ分析と緻密な情報収集により、家電業界のみならず、その他の小売業界、証券業界においても高い評価を得ております。同氏は、当社グループの経営に対しても長年にわたる豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ公正、かつ現場目線での有益な意見や助言をいただいております。小売業全体としての重要なテーマのひとつである店舗とECを組み合わせたコンサルティングも得意とし、当社グループの「くらしまるごと」戦略における店舗インフラを最大限活用したEコマース事業の拡大においても、同氏の市場分析、現場目線による指摘、助言、支援をいただいております。当社は、2024年11月8日に2030年3月期を最終事業年度とする「2026/3～2030/3 中期経営計画」を公表しており、当社グループが目指す「くらしまるごと」戦略の推進のため、独立性を有する社外取締役としての同氏の第三者視点での客観的な業界分析、経験に基づく助言や当社経営陣への指摘・助言は必要不可欠と判断し、独立役員として選任いたしております。
2	光成 美樹 氏は、株式会社F I N E Vの代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会の理事、株式会社ソラスト及びユアサ商事株式会社の社外取締役であります。当社は、株式会社F I N E Vよりサステナビリティに関するアドバイス等を受けておりますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.0001%未満とごくわずかであり、また、ユアサ商事株式会社と電気機械器具等の売買などの取引がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.0002%未満とごくわずかであることから、両社との間に特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。当社と公益財団法人日本適合性認定協会及び株式会社ソラストとの間には特別の関係はありません。	光成 美樹 氏は、企業戦略に沿った気候関連や自然環境を含むサステナビリティの取り組み、地理情報システム（GIS）を活用した評価、分析、可視化等に関する豊富な知見とコンサルティング能力を有しており、多くの企業への支援を行う一方、当社以外の社外取締役、行政機関の専門委員、公益財団法人の理事や評議員を複数兼任する等、専門家として非常に高い能力を有し、評価されております。当社グループは、ESG・サステナビリティマネジメントを通じ、幅広いステークホルダーのニーズに応え、事業を通じた社会課題の解決に向け、SDGsの3つの重要課題を定め、取り組みを積極的に推進しており、同氏からは、当社グループの「くらしまるごと」戦略推進の基盤構築のため、人的資本への投資や活用、働き方改革をはじめとした様々な人事制度改革に対する助言や、国内外の大規模投資案件等に対してGISをはじめとするデジタル情報を活用した店舗・エリア分析に基づく情報提供や指摘・リスク面における客観的かつ公正な視点で建設的な意見・助言をいただいております。当社は、2024年11月8日に2030年3月期を最終事業年度とする「2026/3～2030/3 中期経営計画」を公表しており、当社グループが目指す「くらしまるごと」戦略の推進とESG・サステナビリティマネジメントは切り離すことはできず、今後、さらに重要度を増すものと考えております。独立性を有する社外取締役として、同氏の豊富な知見に基づく客観的かつ的確な助言は、今後も当社グループの社会貢献、企業価値向上、株主価値向上に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。

3	飯村 北氏は、ITN法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.0003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏は古河電池株式会社の社外取締役、株式会社三陽商会の社外監査役及び日本航空機産業振興株式会社の社外取締役であります。当社と古河電池株式会社、株式会社三陽商会及び日本航空機産業振興株式会社との間には特別の関係はありません。	飯村 北氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と優れた見識に基づき、公正・中立の立場で、第三者の観点から、当社グループの経営に対する有益な指摘、助言をいただいております。当社は、2020年10月に持株会社体制へ移行しており、その事前準備の段階から体制整備に至るまで、幅広くかつ多くのアドバイスをいただく等、法律面、コーポレート・ガバナンス強化の面で独立性のある社外監査役としての職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は、当社以外にも複数企業の社外役員に就任されており、その能力が企業運営・ガバナンスの強化に非常に有意なものであることの現れであると認識しております。当社は、2024年11月8日に2030年3月期を最終事業年度とする「2026/3～2030/3 中期経営計画」を公表しており、当社グループが目指す「くらしまること」戦略の推進には独立性を有する社外取締役としての同氏の法律面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、当社グループの監査機能の強化に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。
4	吉永 國光氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社東和銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、代表取締役頭取及び代表取締役会長並びに相談役等を歴任されておりました。	吉永 國光氏は、大蔵省(現 財務省)、岩手県副知事、関東財務局長、東和銀行頭取等を歴任、特に、金融機関時代においては、積極的な顧客支援の取り組みを推進する等、古い慣習にとらわれない柔軟かつ迅速な施策を打ち出し、新しい銀行のあり方を自らが率先して取り組んできた実績があります。2022年6月の当社社外取締役への就任以降、それらの知識と豊富な経験を活かし、当社グループの特に金融セグメントにおけるヤマダNEOBANKの推進をはじめ、管財本部を中心とした金融機関との関連部門に対し、指摘、助言をいただいております。これまで、独立性のある社外取締役としての職責を十分に果たしていただいております。当社は、2024年11月8日に2030年3月期を最終事業年度とする「2026/3～2030/3 中期経営計画」を公表しており、当社グループが目指す「くらしまること」戦略の推進には、独立性を有する社外取締役としての同氏の金融面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、今後も当社グループの社会貢献、企業価値向上、株主価値向上に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。
5	石井 裕久氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、執行役員 市場ユニット担当(セールス&トレーディング)及び理事を歴任されておりました。また、同氏は株式会社ハートエージェンシーの特別顧問及び清和綜合建物株式会社の顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。	石井 裕久氏は、第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)時代から、国内外の営業部門、間接部門を問わず、さまざまな部署・職種を経験されており、また、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行経営統合後も、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ投信投資顧問株式会社(現 アセットマネジメントOne 株式会社)の代表取締役をはじめとした主要ポストを歴任し、「実務者」として、「経営者」としての両面で豊富な経験や知見を有する非常に貴重な能力の持ち主であります。これまで同氏は、当社グループの財務・経理等をはじめとする間接部門の業務執行状況や投資経験を活かした指摘、助言をいただいております。独立性のある社外監査役としてその職責を十分に果たしていただいております。当社は、2024年11月8日に2030年3月期を最終事業年度とする「2026/3～2030/3 中期経営計画」を公表しており、当社グループが目指す「くらしまること」戦略の推進のため、独立性を有する社外取締役としての同氏の財務・会計や投資面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、当社グループの監査機能の強化に不可欠であると判断し独立役員として選任いたしております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号に該当しない場合、独立性があると判断します。 1.直近事業年度における年間取引総額が当社連結売上高の2%以上である取引先またはその業務執行者。 2.直近事業年度における年間取引総額が当該取引先の連結売上高の2%以上である取引先またはその業務執行者。 3.直近事業年度における当社連結総資産の2%以上の融資を当社または当社子会社に対して行っている取引先またはその業務執行者。 4.当社または当社子会社から、直近事業年度において役員報酬以外に年間1,200万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者。 5.当社または当社子会社から、直近事業年度において年間1,200万円を超える寄付、助成金を受けている者。寄付、助成金を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者。 6.当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。 7.一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。 8.社外取締役、社外監査役の通算の在任期間が12年を超える者。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。